

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

福島県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第八号

福島県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

福島県環境影響評価条例施行規則(平成十一年福島県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第七条中「による方法書」の下に「及びこれを要約した書類」を加え、「環境影響評価方法書送付書」を「環境影響評価方法書等送付書」に改める。

第十一条の次に次の五条を加える。

(方法書の公表)

第十一条の二 条例第八条の規定による公表は、次に掲げる方法のうちいずれか適切な方法により行うものとする。

- 一 事業者のウェブサイトへの掲載
- 二 関係市町村の協力を得て、当該関係市町村のウェブサイトに掲載すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切なウェブサイトへの掲載

(方法書説明会の開催)

第十一条の三 条例第八条の二第二項の規定による方法書説明会の開催は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に二以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、当該方法

書説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに行うものとする。(方法書説明会の開催の公告)

第十一条の四 第九条の規定は、条例第八条の二第二項の規定による公告について準用する。

2 条例第八条の二第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- 五 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

(責めに帰することができない理由)

第十一条の五 条例第八条の二第四項の事業者の責めに帰することができない理由であつて規則で定めるものは、次に掲げる理由とする。

- 一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
- 二 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによつて方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(方法書説明会についての報告)

第十一条の六 条例第八条の二第五項の規定による報告は、方法書説明会開催結果報告書(様式第二号の二)により行うものとする。

2 条例第八条の二第六項の規定による報告は、方法書説明会不開催報告書(様式第二号の三)により行うものとする。

第十二条の二中「様式第二号の二」を「様式第二号の四」に改める。

第十四条第七項中「第十四条第二項」の下に「において準用する条例第六条第二項」を加える。

第十五条中「要約書」を「これを要約した書類」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

(準備書の公表)

第十八条の二 第十一条の規定は、条例第十六条の規定による公表について準用する。

第十九条を次のように改める。

(準備書説明会の開催)

第十九条 条例第十七条第一項の規定による準備書説明会の開催は、できる限り準備書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、関係地域に二以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、当該準備書説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに行うものとする。

第二十条の見出しを「(準備書説明会の開催の公告)」に改め、同条第一項中「第九条」の下に「及び第十一条の四第二項」を、「第十七条第二項」の下に「において準用する条例第八条の第二項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第十一条の四第二項第四号中「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と、同項第五号中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第二十条第二項を削る。

第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

(責めに帰することができない理由)
第二十一条 第十一条の五の規定は、条例第十七条第二項において準用する条例第八条の二第四項の事業者の責めに帰することができない理由であつて、規則で定めるものについて準用する。この場合において、第十一条の五各号中「方法書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第二十二条 削除

第二十三条の見出し中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第一項中「第十七条第五項」を「第十七条第二項において準用する条例第八条の二第五項」に、「説明会開催結果報告書」を「準備書説明会開催結果報告書」に改め、同条第二項中「第十七条第六項」を「第十七条第二項において準用する条例第八条の二第六項」に、「説明会代替措置報告書」を「準備書説明会開催報告書」に改める。

第三十六条及び第三十六条の五第一項中「要約書」を「これを要約した書類」に改める。

(評価書の公表)

第三十九条の次に次の一条を加える。

第三十九条の二 第十一条の二の規定は、条例第二十三条の規定による公表について準用する。
 第四十九条中「第四十三条」を「第四十三条第二項」に改める。
 第五十条中「(条例第四十三条において準用する場合を含む。)」を削る。

(報告書についての公告の方法)

第五十条の二 第九条の規定は、条例第三十四条の二の規定による公告について準用する。

(報告書の縦覧)

第五十条の三 第十条の規定は、条例第三十四条の二の規定による縦覧について準用する。

第五十条の四中「(条例第四十三条において準用する場合を含む。)」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(報告書の公表)

第五十条の五 第十一条の二の規定は、条例第三十四条の二の規定による公表について準用する。

第五十一条中「第四十三条」を「第四十三条第二項」に改める。
 第五十四条第二項の表条例第七条、第八条、第九条第一項、第十条、第十一条第一項、第十二条、第十三条、第十四条第一項、第十五条から第十七条まで、第十八条第一項、第十九条、第二十条第一項及び第五項、第二十一条、第二十二条、第二十三条の二第一項及び第三項、第二十二條の三、第二十二條の四、第二十三條、第二十五條、第二十六條第一項及び第三項、第二十七條第一項並びに第二十八條第一項の項中、「第八条」を「から第八条の二まで」に改める。

第六十条第二項中「第三十九条まで」を「第三十九条の二まで」に改め、同項の表第六条第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに同条第二項から第五項まで、第十條、第十一條第二号、第十三條第一項第二号、第十四條第一項、第三項第六号及び第五項、第十八條第二号、第二十條第二項第二号、第二十五條第一項第二号、第二十六條第二項第三号、第三十三條第一項第三号、第三十四條第一項並びに第二項第二号及び第三号、第三十六條の三第一項並びに第二項第二号及び第三号、第三十九條第二号、第四十四條の見出し及び同条第二項第二号、第四十五條第一項並びに第二項第二号及び第三号、第四十六條第二項第二号及び第三号、別表第二並びに別表第三の項中「第十一条第二号」の下に、「第十二條の三、第十一條の四第二項第二号及び第四号」を加え、「第二十条第二項第二号」を削り、同表第六條第二項から第五項まで、第十條第一号及び第四号、第十三條第二項、第十九條、第二十四條の二、第二十六條第四項、第三十三條第二項、第三十五條第一項、第三十六條の四並びに第四十六條第二項第一号及び第四号の項中「第十條第一号及び第四号」の下に、「第十一條の二第一号及び第三号、第十一條の三」を、「第十九條」の下に、「第二十一條」を加え、同表第九條から第十一條までの項中「第十一條」を「第十一條の二」に改め、同表第十一條第一号、第十八條第一号、第二十條第二項第一号、第二十六條第二項第二号、第三十三條第一項第二号、第三十九條第一号及び第四十四條第二項第一号の項中「第十八條第一号、第二十條第二項第一号」を「第十一條の四第二項第一号、第十八條第一号」に改め、同表第十一條第七号及び第十二條第一項の項の次に次のように加える。

第十一條の三	条例第八條の二第一項	第五十四條第二項の規定により読み替えて適用される 条例第八條の二第一項
第十一條の四	条例第八條の二第二項	第五十四條第二項の規定により読み替えて適用される 条例第八條の二第二項
第十一條の五	条例第八條の二第四項 の事業者の責めに帰す ることができない理由	第五十四條第二項の規定により読み替えて適用される 条例第八條の二第四項の 責めに帰することができ

第十一条の五第二号並びに第十四条第三項第八号並びに同条第五項第五号及び第六号	事業者以外	ない理由
第十一条の六第一項	条例第八条の二第五項	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第八条の二第五項
第十一条の六第二項	条例第八条の二第六項	第五十四条第二項の規定により読み替えて適用される条例第八条の二第六項

第六十条第二項の表第十四条第三項第八号及び第五項第六号並びに第二十一条第二号の項を削り、同表第十六条から第十八条までの項中「第十八条」を「第十八条の二」に改め、同表第十八条第七号の項中「第十八条第七号」の下に「及び第二十四条」を加え、同表第二十条の項中「第二十条」の下に「第二十一条及び第二十三条」を加え、同表第二十一条の項から第二十四条の項までを削り、同表第二十七条から第二十九条までの項中「第二十九条」を「第二十九条の二」に改める。

様式第二号の二を様式第二号の四とし、同様式の前に次の二様式を加える。
様式第二号の2 (第11条の6関係)

方法書説明会開催結果報告書

福島県知事

年 月 日

住 所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊦
電話番号

福島県環境影響評価条例第8条の2第5項の規定により、次のとおり報告します。

対象事業の名称 (都市計画対象事業の名称)	
--------------------------	--

対象事業の種類 (都市計画対象事業の種類)	
方法書説明会の開催日時	年 月 日 時
方法書説明会の開催場所	
参加人員	
方法書説明会の経過及び概要	

様式第二号の3 (第11条の6関係)

方法書説明会不開催報告書

福島県知事

年 月 日

住 所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊦
電話番号

福島県環境影響評価条例第8条の2第6項の規定により、次のとおり報告します。

対象事業の名称 (都市計画対象事業の名称)	
対象事業の種類 (都市計画対象事業の種類)	
中止した方	
開催の予定日時	年 月 日 時
開催の予定場所	

法 書 説 明 会	
理 由	

様式第5号中「説明会開催結果報告書」や「準備書説明会開催結果報告書」及び「第17条第5項」や「第17条第2項において準用する同条例第8条の2第5項」並びに「説明会の」や「準備書説明会の」に改める。
 様式第5号を次のものに改める。
様式第5号 (第23条関係)

準備書説明会不開催報告書 年 月 日

福島県知事

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

福島県環境影響評価条例第17条第2項において準用する同条例第8条の2第6項の規定により、次のとおり報告します。

対 象 事 業 の 名 称 (都市計画対象事業の名称)	
対 象 事 業 の 種 類 (都市計画対象事業の種類)	
中 止 し た 準 備 書 説 明 理 由	
開 催 の 予 定 日 時	年 月 日 時
開 催 の 予 定 場 所	

会

様式第七号中「第29条第3項」や「第29条第3項において準用する同条例第24条」に改める。
 様式第八号中「第29条第3項」や「第29条第3項において準用する同条例第25条第2項」に改める。

様式第九号中「福島県知事」や「関係市町村長」に改める。
 様式第十号及び様式第十一号中「第43条」や「第43条第2項において準用する同条例第33条」に改める。
 様式第十二号中「(第43条)」を削る。
 様式第十三号中「第43条」や「第43条第2項において準用する同条例第35条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第十四条第七項の改正規定、第十五条の改正規定、第三十六条及び第三十六条の五第一項の改正規定、第六十条第二項の表第十一条第七号及び第十二条第一項の次に次のように加える改正規定(第十一条の五第二号並びに第十四条第三項第八号並びに同条第五項第五号及び第六号の項(条例第十四条第五項第五号に係るものに限る。))に係るものに限る。)、様式第七号の改正規定、様式第八号の改正規定並びに様式第九号の改正規定は、公布の日から施行する。
 (環境共生課)